

農地利用意向調査について

農業委員会では、毎年、7月から8月にかけて、市内の農地に対して、「農地利用状況調査（農地パトロール）」を実施し、その結果、「再生可能」と判断された遊休農地の所有者等に対しては、11月に今後の農地利用について「農地利用意向調査」（郵送）を実施しています。

この意向調査の結果、意向どおりに対応されていない場合や、未回答の場合は、下図のとおり翌年度からの課税が強化（現行の1.8倍）されることになります。

※「農地利用意向調査」の流れ

〔所有者等が把握できる場合〕

【農地利用意向調査を実施】

農業委員会から遊休農地の所有者等に対して

- ① 自ら耕作を再開する
- ② 第三者に売却または貸し付ける
- ③ 佐賀県農業協同組合が行う「農地所有者代理事業」を利用し第三者に貸し付ける
- ④ 「農地中間管理機構（農地集積バンク）」へ貸し付ける

…などの意向を調査

※農地中間管理機構への貸し付けを希望される場合は、所有者等が耕作できる状況にまで復元していただく必要があります。

①②③の場合

④の場合

※意向回答日から**6ヶ月経過した時点**で、意向どおりの状況になっている場合（耕作されている）

耕作再開農地として登録（引き続き耕作してください）

意向回答日から**6ヶ月を経過**しても、意向どおりの状況になっていない場合 ※未回答を含む

農業委員会から所有者等へ「農地中間管理機構」との協議を勧告 **※課税が強化される**

勧告から6ヶ月を経過しても、協議が整わない場合 ⇒ 県知事の裁定・公告

農業委員会が所有者等からの意向を踏まえ、必要なあっせんや利用関係の調整を図る

農業委員会が「農地中間管理機構」に通知

「農地中間管理機構」が所有者等に対し、農地中間管理権の取得に関する協議を申入れ

「農地中間管理機構」が農地中間管理権の権利を取得

※ 所有者等が把握できない場合、農業委員会が「所有者等を確認できない」旨を公示し、これによっても申出がない場合は、農地中間管理機構への通知後、県知事の裁定・公告が行われ、農地中間管理機構が管理権（農地を担い手に貸し付けることを目的とした賃借権または使用貸借権）を取得します。